

○運転免許事務の取扱いに関する訓令

昭和42年9月9日
県警察本部訓令第16号

運転免許事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

運転免許事務の取扱いに関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 免許に関する資料の登録等（第2条・第3条）
- 第3章 免許申請書等の受理（第4条・第5条）
- 第4章 免許試験等（第6条—第12条）
- 第5章 免許証等の作成（第13条・第14条）
- 第6章 免許証の記載事項の変更届等（第15条・第16条）
- 第7章 免許証の更新及び返納等（第17条—第20条）
- 第8章 限定解除審査及び条件解除（第21条・第22条）
- 第9章 国外運転免許証の申請書の受理等（第23条）
- 第10章 運転免許取消申請書の受理等（第24条）
- 第11章 委託事務に関する指導監督（第25条）
- 第12章 雑則（第26条—第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、運転免許（以下「免許」という。）の事務を公正かつ能率的に処理するため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事務処理の基本）

第1条の2 運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）は、上司の命を受け、運転免許事務を統括掌理するものとする。

2 東北信運転免許課長（以下「東北信課長」という。）及び中南信運転免許課長（以下「中南信課長」という。）は、免許本部長の指揮を受け、運転免許事務の処理に当たるものとする。

3 東北信運転免許課北信運転免許センター長（以下「北信センター長」という。）及び東北信運転免許課東信運転免許センター長（以下「東信センター長」という。）は、東北信課長の指揮を受け、長野県公安委員会事務専決規程（昭和34年長野県公安委員会規程第1号。以下「事務専決規程」という。）別表に表示された事務の処理に当たるものとする。

4 中南信運転免許課中南信運転免許センター長（以下「中南信センター長」という。）は、中南信課長の指揮を受け、事務専決規程別表に表示された事務の処理に当たるものとする。

5 東北信課長は、運転免許事務全般に係る調整及び企画指導業務を行うものとする。

6 東北信課長及び中南信課長は、別表右欄に掲げる警察署の署長（以下「署長」という。）が行う運転免許事務について指導及び教養を行うものとする。

第2章 免許に関する資料の登録等

（免許に関する資料の作成）

第2条 北信センター長、東信センター長及び中南信センター長（以下「各センター長」という。）及び署

長は、別に定めるところにより、免許に関する資料の作成を行うものとする。

(免許に関する資料の登録)

第3条 各センター長は、前条の規定により作成した資料（次項に規定する飯田警察署長が作成した資料を除く。）を、登録するものとする。

2 飯田警察署長は、前条の規定により作成した資料（免許証の更新に関する資料に限る。）を登録するものとする。

3 前2項の規定による資料の登録について必要な事項は、免許本部長が定める。

第3章 免許申請書等の受理

(免許申請書等の受理)

第4条 各センター長及び署長は、法第89条第1項の規定により免許申請書（以下「申請書」という。）が提出されたときは、次の各号に掲げるところにより受理するものとする。

(1) 自動車及び原動機付自転車の免許に係る申請書は、各センター長が受理すること。

(2) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）に係る申請書及び法第97条の2第1項第3号に該当する者から提出された申請書は、各センター長又は署長が受理すること。ただし、令第33条の6の2第1号から第5号までに掲げるやむを得ない理由のため、法第101条第1項に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者から提出された申請書は、各センター長が受理すること。

(3) 法第97条の2第1項第5号に該当する者から提出された申請書は、各センター長が受理すること。

2 法第100条の2第5項の規定により再試験受験申込書が提出されたときは、北信センター長又は中南信センター長が受理すること。

(質問票の処理)

第5条 法第89条第2項の規定により交付した質問票の処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

第4章 免許試験等

(技能試験に従事する者の資格要件)

第6条 細則第26条に規定する首席試験官、主任試験官及び試験官の資格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 巡査部長以上の階級にある警察官又は巡査部長相当職以上の職にある警察行政職員であること。

(2) 年齢は、25歳以上の者であること。

(3) その者が従事する技能試験（規則第24条に規定するものをいう。以下同じ。）に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許についての技能試験にあつては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。

(4) 技能試験実施上必要な自動車及び道路の交通の方法に関する法令についての知識並びに自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の構造及び取扱方法に関する知識その他自動車等の運転について必要な知識を有する者であること。

(5) 職務の特殊性にかんがみ、次に掲げるいずれかに該当する者でないこと。

ア 言語が不明瞭であることなどにより市民応接上適切でない者

イ アのほか、技能試験に従事することが適当でない認められる者

(技能試験に従事する者に対する教養)

第7条 東北信課長及び中南信課長は、技能試験に従事する者として新たに指定を受けようとする者及び再度指定を受けようとする者に対し、技能試験の実施に関し必要な教養を行うものとする。

2 東北信課長及び中南信課長は、技能試験に従事する者に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

(免許試験の場所)

第8条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）は、細則第24条に定める場所において行うものとする。

(適性試験)

第9条 規則第23条に規定する適性試験は、別に定める適性試験実施要領により行うものとする。

(技能試験)

第10条 技能試験は、別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。

(学科試験)

第11条 規則第25条に規定する学科試験の問題は、第二種運転免許、第一種運転免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）、仮免許、小型特殊免許及び原付免許の区分ごとに東北信課長が作成するものとする。

(免許試験の停止等)

第12条 各センター長及び署長は、不正の手段により免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その免許試験を停止し、速やかに免許本部長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に合格決定の取消処分又は免許試験の受験停止処分の上申をするものとする。

2 各センター長及び署長は、前項の規定により免許試験を停止したときは、北信センター長及び東信センター長にあつては東北信課長に、中南信センター長にあつては中南信課長を経由して東北信課長に、署長にあつては別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に通報するものとする。この場合において、中南信課長は、署長から通報を受けたときは、東北信課長に通報するものとする。

3 本部長は、第1項の規定により上申された事案について審査の上、合格決定の取消し及び情状により免許試験の受験停止の処分をするものとする。

第5章 免許証等の作成

(免許証等の作成及び交付)

第13条 運転免許証（以下「免許証」という。）、運転経歴証明書及び国外運転免許証は、各センター長が作成し、各センター長又は署長が交付するものとする。

2 飯田警察署長は、前項の規定にかかわらず、法第101条第1項に規定する更新申請書（以下「更新申請書」という。）及び法第101条の2第1項後段に規定する特例更新申請書（以下「期間前の更新申請書」という。）を受理したときは、免許証を作成し、交付するものとする。

3 仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）は、各センター長が作成して交付するものとする。ただし、指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の入所者に交付する仮免許証は、各センター長又は署長が作成し、教習所の管理者を経由して交付することができる。

(免許台帳等の作成及び記録)

第14条 各センター長は、免許証を作成するとき及び法第94条第1項の規定により免許証の記載事項の変更の届出（以下「変更届」という。この項において、他の都道府県公安委員会が管轄する区域内から長野県公安委員会の管轄する区域内に住所を変更したものの変更届に限る。）を受理したときは、別に定める運転免許台帳（以下「免許台帳」という。）を作成し、免許証の記載事項（申請用写真を含む。）を電磁的方法により免許台帳に記録するものとする。

2 飯田警察署長は、前条第2項の規定により、免許証を作成するときは、免許台帳を作成し、免許証の記載事項（申請用写真を含む。）を電磁的記録方法により免許台帳に記録するものとする。

3 東北信課長は、前2項の規定により作成された免許台帳の保管管理を行うものとする。

4 各センター長又は署長は、仮免許証を作成したときは、別に定める仮運転免許台帳を作成するものとする。

第6章 免許証の記載事項の変更届等

(変更届の処理等)

第15条 署長は、変更届を受理したときは、本人の免許証の備考欄に変更に係る事項を記載し、規則第19条の2に規定する半導体集積回路（以下「ICチップ」という。）に追加記録を行った上、当該変更届に係る書類を別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

2 前項の規定により、東北信課長又は中南信課長が送付を受けた変更届に係る書類の処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

3 各センター長は、変更届を受理したときは、本人の免許証の備考欄に変更に係る事項を記載し、ICチップに追加記録を行った上、当該変更届に係る書類は、免許本部長が定めるところにより処理するものとする。

4 仮免許証に係る変更届及び規則第30条の12第1項の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出を受理したときの処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

(再交付申請書の受理等)

第16条 各センター長又は署長は、法第94条第2項の規定により免許証の再交付の申請を受けたときは、規則第21条第2項に規定する再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)に記載された申請理由の正否を調査するものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、再交付することが適当と認めるときは、免許本部長が定める運転免許証再交付申請者名簿(以下「再交付申請者名簿」という。)を作成し、提出を受けた再交付申請書その他の免許証の再交付に係る書類を添えて速やかに別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。ただし、申請者が北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センターにおいて、免許証の即日交付を希望するときは、この限りでない。

3 前項の規定により、東北信課長又は中南信課長が送付を受けた再交付申請書その他の免許証の再交付に係る書類の処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

4 仮免許証に係る再交付の申請及び規則第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請を受けたときの処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

第7章 免許証の更新及び返納等

(更新申請書等の受理)

第17条 各センター長又は署長は、更新申請書又は期間前の更新申請書が提出されたときは、更新申請書又は期間前の更新申請書を当該申請者の免許証と照合して更新期間中のもの又は期間前の更新理由のあるものについてだけ受理するものとする。ただし、免許証との照合ができないときは、免許台帳と照合するものとする。

2 法第101条第4項又は法第101条の2第2項の規定により交付した質問票の処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

(更新申請の特例)

第17条の2 各センター長は、法第101条の2の2第1項の規定により他の都道府県公安委員会が管轄する区域内に住所を有する者から更新申請書及び規則第29条の2の2第1項に規定する経由申請書が提出されたときは、優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面を受けた者で、免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までの申請であるものだけ受理するものとする。

2 東北信課長は、前項の規定による申請者が法第108条の2第1項第11号又は更新期間が満了する日前6月以内に法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受けたものであるときは、その旨をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知するものとする。

(適性検査の実施等)

第18条 各センター長又は署長は、更新申請書又は期間前の更新申請書を受理したときは、当該申請者に対し法第101条第5項に規定する適性検査(以下「適性検査」という。)を行うものとする。ただし、署長は、その内容が複雑困難なものについては、別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に当該適性検査を依頼することができる。

2 署長(飯田警察署長を除く。)は、前項の適性検査の結果、自動車等を運転することが支障ないと認められたものについては、免許本部長が定める運転免許証更新申請者名簿を作成し、更新申請書又は期間前の更新申請書を添えて速やかに別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

3 前項の規定により、東北信課長又は中南信課長が送付を受けた運転免許証更新申請者名簿及び更新申請書又は期間前の更新申請書の処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

4 各センター長は、前条の規定により更新申請書及び経由申請書を受理したときは、当該申請者に対し適性検査を行い、当該適性検査の結果を規則第29条の2の2第2項に規定する書面に記載し、当該更新申請書及び適性検査の結果を記載した書面を、東北信課長に送付するものとする。

5 東北信課長は、前項の規定により送付を受けた書類を、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付するものとする。

(報告書の徴収)

第18条の2 中南信課長、警察本部地域課長(以下「地域課長」という。)、自動車警ら隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び署長は、規則第29条の2の4に規定する報告書の提出を受け

たときは、東北信課長に送付するものとする。

(医師からの届出の受理及び確認の回答)

第18条の3 東北信課長は、法第101条の6第1項の規定により医師から診察結果の届出を受けた場合において、診察に係る者の住所が他の都道府県公安委員会が管轄する区域であるときは、当該都道府県公安委員会へ通報するものとする。

2 東北信課長は、法第101条の6第2項の規定により医師から確認(同条第1項の規定による届出を行うために、その者が免許を所持するものであるかについての確認に限る。)の要求があったとき、これに回答するものとする。

(臨時認知機能検査等)

第18条の4 東北信課長は、法第101条の7第1項の規定により臨時の認知機能検査を行うときは、当該認知機能検査を行う理由、日時及び場所を、規則第29条の2の5第2項に規定する臨時認知機能検査通知書により、対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受け、認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果から、規則第29条の2の6第1項に規定する基準に該当し、認知機能の低下が認められるときは、東北信課長は、臨時高齢者講習を行う理由、日時及び場所を、同条第2項に規定する臨時高齢者講習通知書により通知するものとする。

(臨時適性検査の実施等)

第19条 東北信課長は、法第97条の2第1項第3号のイ若しくはロ、第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第3項の規定により認知機能検査を受けた者が、規則第29条の3第1項第1号に規定する基準に該当するときは、東北信課長は、適性検査を行う理由、期日及び場所を、細則第28条に規定する臨時適性検査通知書により通知するものとする。

2 東北信課長は、法第102条第1項から第4項までの規定により診断書の提出を命ずるときは、診断書の提出を命ずる理由、提出先及び提出期限を、細則第23条の2第2項に規定する診断書提出命令書により、対象者に通知するものとする。

3 東北信課長及び中南信課長は、法第102条第4項若しくは第5項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査を長野県公安委員会が認定する医師の診断により行うものとする。

4 前3項に定めるもの以外の臨時適性検査は、細則第24条第1項に規定する場所において、原則として東北信課長又は中南信課長が行うものとする。ただし、小型特殊免許又は原付免許に係る臨時適性検査で、その内容が簡単なものは、細則第24条第3項第1号及び第2号に定める場所において署長が行うものとする。

5 前各項の臨時適性検査の結果、免許の拒否若しくは取消し又は免許の保留若しくは効力の停止(運転禁止を含む。)は、自動車運転者等の行政処分取扱規程(昭和44年長野県公安委員会規程第3号)に準じて処理するものとし、新たに条件等を付し、又は先に付した条件等を変更する場合には、本人の免許証に新たな条件等又は変更した後の条件等を記載し、免許台帳に記録するものとする。

(返納された免許証等の取扱い)

第20条 各センター長及び署長は、法第92条第2項の規定により引き換えに提出された免許証、法第107条第1項の規定により返納された免許証(死亡による返納を含む。)、規則第21条第3項の規定により免許証の再交付を受ける者が提出した免許証及び検察庁、裁判所等から返納された免許証は、返納及び受領の状況を明らかにした上、焼却又は裁断するものとする。

2 前項の規定は、仮免許証について準用する。

3 各センター長は、法第107条の10第1項の規定により国外運転免許証が返納されたときは、返納及び受領の状況を明らかにした上、焼却又は裁断するものとする。

4 署長は、法第107条の10第1項の規定により国外運転免許証が返納されたときは、当該国外運転免許証を速やかに別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

5 東北信課長及び中南信課長は、前項の規定により国外運転免許証の送付を受けたときは、返納及び受領の状況を明らかにした上、焼却又は裁断するものとする。

6 各センター長及び署長は、規則第30条の13第2項の規定により運転経歴証明書の再交付を受ける者が

提出した運転経歴証明書及び規則第30条の14の規定により返納された運転経歴証明書は、返納及び受領の状況を明らかにした上、焼却又は裁断するものとする。

第8章 限定解除審査及び条件解除

(限定解除審査)

第21条 規則第18条の5に規定する限定解除審査申請書に係る処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

(条件の付与、解除又は変更)

第22条 規則第18条の6に規定する運転免許条件申請書又は細則第23条の3に規定する運転免許条件解除(変更)申請書に係る処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

第9章 国外運転免許証の申請書の受理等

(国外免許証申請書の受理等)

第23条 各センター長又は署長は、法第107条の7第2項の規定により国外運転免許証交付申請書(以下「国外免許証申請書」という。)の提出を受けたときは、当該申請者の申請資格の有無を調査するものとする。

2 署長は、前項の調査の結果、交付することが適当と認めるときは、免許本部長が定める国外運転免許証申請者名簿を作成し、提出を受けた国外免許証申請書を添えて、速やかに別表の区分に従い東北信課長又は中南信課長に送付するものとする。

3 前項の規定により、東北信課長又は中南信課長が送付を受けた国外運転免許証及び国外運転免許証交付申請者名簿の処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

第10章 運転免許取消申請書の受理等

(申請による取消し等の処理)

第24条 法第104条の4第1項の規定により免許の取消しの申請を受けたとき及び同条第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請を受けたときの処理について必要な事項は、免許本部長が定める。

第11章 委託事務に関する指導監督

(委託事務に関する指導監督)

第25条 東北信課長、中南信課長及び署長は、法第108条第1項の規定により委託した免許事務について、適正な処理ができるよう委託先に対し、必要な指導監督を行うものとする。

第12章 雑則

(免許試験合格者に対する安全講習)

第26条 各センター長及び署長は、別に定めるところにより、免許試験合格者に対する安全講習を行うものとする。

(免許証に関する不正事件の報告)

第27条 東北信課長、中南信課長、地域課長、自動車警ら隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び署長は、免許証(仮免許証を含む。)に関する不正事件を発見又は検挙したときは、速やかに免許本部長を経て本部長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告について必要な事項は、免許本部長が定める。

(統計資料の作成)

第28条 東北信課長、中南信課長及び署長は、運転免許事務上必要な統計資料を作成するものとする。

2 前項の規定による統計資料の作成について必要な事項は、免許本部長が定める。

(細目的事項の委任)

第29条 この訓令に定めるもののほか、運転免許事務の取扱いに関し必要な細目的事項は、免許本部長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年9月9日から施行する。

附 則 (昭和43年3月9日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年1月27日県警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則 (昭和44年10月1日県警察本部訓令第21号)

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則 (昭和45年8月19日県警察本部訓令第23号)

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則 (昭和46年3月12日県警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年3月12日から施行する。

附 則 (昭和46年4月30日県警察本部訓令第16号)

この訓令は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日県警察本部訓令第6号抄)
(施行期日)

1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年1月28日県警察本部訓令第1号)

この訓令は、昭和50年1月28日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年9月9日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和51年9月10日から施行する。

附 則 (昭和52年2月17日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年12月10日県警察本部訓令第21号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和52年12月10日から施行する。

附 則 (昭和53年12月1日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月15日県警察本部訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月11日県警察本部訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和58年3月12日から施行する。

附 則 (昭和62年3月19日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月13日県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月29日県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月25日県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月28日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月18日県警察本部訓令第20号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日県警察本部訓令第10号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月12日県警察本部訓令第12号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月21日県警察本部訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日県警察本部訓令第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日県警察本部訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則 (令和元年11月28日県警察本部訓令第8号)

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月28日県警察本部訓令第2号)

この訓令は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 (令和4年5月9日県警察本部訓令第10号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年5月13日から施行する。